

# 株式会社石垣島ぱにぱに

石垣島プリン本舗・石垣島プリンエアポート  
各店舗における

新型コロナウイルス感染症  
感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月11日

## (1) 店舗における感染予防対策

店舗には不特定多数の顧客が訪れることから、基本対策としての「三つの密」を避け、店舗における顧客及び従業員への感染拡大のリスクを避ける対策を取り組みます。

具体的には、基本的な感染防止策である、・身体的距離の確保 ・マスクの着用 ・手洗い、手指消毒に取り組むとともに、店舗においては、身体的距離の確保・清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列の工夫、店舗内の混雑緩和、店舗内施設の利用等に関する取り組みを行います。

弊社においては、緊急事態宣言の対象区域や特定警戒都道府県に該当するかなど地域の感染拡大の傾向にも留意しつつ、各店舗実情に応じ、以下に挙げる取り組みを対策として講じることにより、各店舗における感染予防対策の充実を図り、顧客や従業員の安全・安心を確保したうえで事業を継続していきます。

### ①身体的距離の確保

・店内外において対人距離を確保するため、各店舗の規模・状況等におうじて、以下の取り組みを行います。

- ☑ 店内での滞在に際し、顧客に対し掲示・アナウンスの実施などにより可能な範囲での対人距離（1以上2mの距離）の確保を促す。
- ☑ とりわけ、レジ前・入店前など店内外で顧客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。

### ②清掃・消毒

・従業員に対しこまめな手洗い・手指消毒を励行するほか、必要に応じ手指の消毒設備を入り口及び施設内に設置することなどにより顧客の手指の消毒も励行する。

・店舗については、通常の清掃に加え、店内の消毒等に関し、以下の取り組みを行います。

- ☑ 扉の取っ手など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施します。
- ☑ 各店舗共用トイレ使用については各施設の感染予防対策手順に従い使用する。
- ☑ ゴミの廃棄については、鼻水・唾液などがついたゴミが入っていることを想定しビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

### ③接触感染・飛沫感染の防止

・従業員を顧客の接触機会を減らし、飛沫感染を防止するため、以下の対策を取ります。

- レジにおいてコイントレーでの現金受け渡しを励行する。
- 自動精算・キャッシュレス決済の利用を促進する。
- 従業員によるマスクの着用やこまめな手洗い・手指消毒を励行する。
- 従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際には、感染予防の観点からマスクやフェイスシールド等の着用等による必要な感染予防の処置を行う。

### ④換気の徹底

・店内が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行います。

- 換気設備を適切に運転・管理することや窓やドアを定期的に開放すること等により、室内の換気に努める。

### ⑤商品陳列等

・商品の陳列等の工夫により、局所的な混雑緩和や接触機会を削減するための以下のような取組を行う。

- 従来通り、顧客が自ら取り分ける販売方法は行わず、従業員・販売スタッフによる一仕事前の手指の消毒実施後に箱詰め袋詰めを行い販売する動作を基本とする。
- 試食販売は中止します。

## ⑥店舗内混雑の緩和

・各店舗の規模や実情に応じ、店内の人の密集を避けるための工夫として、以下の取り組みを行います。

- 混雑につながるような販売促進策を自粛する。
- 事前の買い物リスト作成等による滞留時間短縮を呼びかける。
- 混雑時間帯に関する情報提供によりオフピークタイムでの来店を呼びかける。
- ネットショッピング等の利用の促進を図る。
- 混雑時の入店の制限のほか、店舗・施設などで混雑や待ち列が生じる可能性がある場合は入店者の分散化が図られる方法案等を検討する。
- 1グループ1人又は少人数での入店を呼びかける。
- 必要に応じ高齢者・障がい者・妊婦等の優先時間帯の設定を検討する。

## ⑦店舗内施設の利用等

・店舗内施設の利用等について、「三つの密」を避けるための以下のような取組を行います。

- イートインコーナーの使用中止（店内での立食も含め中止）

## ⑧店舗入店時の顧客に対する依頼

・顧客の店舗への入店に際しては、感染拡大のリスクをできる限り下げる観点から、掲示・アナウンスの実施などにより、顧客に対し以下のような事項を依頼する。

- 顧客が発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、入店の自粛を依頼する。
- 顧客の入店時のマスク着用や必要に応じて手指の消毒などの実施を依頼する。

## ⑨感染拡大防止に資するシステムの活用

・店舗が立地する地方自治体において独自に、感染者が発生した店舗を利用者に通知するためのシステムを導入している又は新たに導入される場合には、当該地方自治体におけるシステムの運用や、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じて活用を検討いたします。

## (2) 従業員の感染予防・健康管理

各店舗の事業継続を確保するとともに、店舗における感染拡大予防を確かなものとするために、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎と重んじます。

### ①新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等の周知徹底

・従業員に対し、感染予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

### ②従業員への飛沫感染と接触感染防止

・従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を励行する。消毒による手荒れ防止等のため手袋を使用する場合であっても、手袋を使用していない場合と同様に、手洗い手指消毒による感染防止の取り組みが必要であることを周知する。

### ③対人距離の確保

・従業員が業務において他の従業員や顧客との対人距離を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。

### ④バックヤード・事務所・調理場での対策

・従業員の休憩所や事務所等のバックヤードにおいても、「三つの密」を避けるための対策を適切に講じるとともに、共有電話など複数の者が触れる箇所・機材等の消毒を定期的に行うなど、顧客が滞在する区域と同様に実情に応じた効果的な感染予防の取り組みを適切に実施する。

### ⑤その他、感染予防・健康管理に関する指導等

・職場において、顧客対応に伴う精神負荷も含め、従業員の日々の健康状態の把握に配慮するとともに、従業員に対し、以下の要領で指導を行う。

- 咳エチケットを徹底する
- 出勤前に体温測定、自覚症状の確認を行い記録する。
- 発熱その他の感冒様症状を呈している場合には代表に連絡し自宅待機する。
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている国・地域や入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がある場合には、代表に連絡する。
- 出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時等における手洗い・手指の消毒を徹底する。
- 通勤時には時差通勤など出来るだけ混雑を避ける方法を選択する。

- ☑ 勤務に際し、適切な休憩の確保や水分補給など健康維持に必要な対応を行う。
- ☑ 従業員一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心掛けるなど健康管理を行う。

- ・従業員に対し、体調が優れない場合には休みやすい環境作りに努める。
- ・店舗・施設への出入り事業者に対しても、感染予防・健康管理に関する取り組みを促す。
- ・従業員及び店舗・施設への出入り業者に対して、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用を促す。また、感染者が発生した店舗を利用者に通知するためのシステムを地方自治体が独自に導入している場合には、併せて当該システムの利用を周知する。

当ガイドラインに作成あたっては「内閣府新型コロナウイルス感染症対策 HP 業種別ガイドライン」

## 12. 生活必需物資供給①に類する

小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインをモデルに作成。

以上

石垣島プリン本舗・石垣島プリンエアポート

株式会社石垣島ぱにぱに 代表取締役 安達賢太

2020年6月11日

改定